

刑 法

（配点 60 点）

【問題】

以下の【設例】を読んで、甲及び乙の罪責を検討しなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。

【設例】

1. 甲（女性、22歳、体重約40キログラム）は、以前から恋愛感情を抱いていたV（男性、23歳、体重約60キログラム）に交際を申し込んだが断られた。それを恨みに思った甲は、以前に甲と交際関係にあり、現在も甲に好意を抱いている腕っ節の強い乙（男性、25歳、体重約80キログラム）を利用して、Vを痛い目にあわせてやろうと考えた。
2. 令和6年11月中旬頃、甲は乙に連絡をし、自身がVに無理やり乱暴されたと嘘を告げて、甲がVを呼び出すからVを懲らしめてほしい、どんな方法を使っても構わない旨の依頼をした。それを聞いた乙は甲に乱暴したVに対して腹を立て、Vを痛めつけることについて快く了承した。その後、甲と乙はVを痛めつける計画を立て、人目につかないよう深夜の時間帯に甲がVをA公園に呼び出し、そこで乙がVを痛めつけることにした。そして、決行の日を同月25日の午後11時頃とした。
3. 同月25日午後11時、甲の連絡により呼び出されたVがA公園に到着すると、公園内の茂みに隠れていた乙がVにつかみかかり、公園の奥の茂みの中にVを引き摺り込んだ。驚いたVが抵抗すると、甲が現れ、「私を傷つけたこと、絶対許さない。」とVに告げ、乙にVを痛めつけるよう指示を出した。すると、乙は、甲の指示に従い、Vの顔面を拳で殴打し、さらに、腹部を殴ったり蹴り上げたりした。乙の攻撃を受けたVは、顔面打撲、腹部打撲を負い、意識はあるもののぐったりと地面に倒れてしまった。
4. 乙がVに攻撃をした際、Vの衣服からVの財布が落ちたことを発見していた乙は、Vが倒れるのを見るなり「こいつの財布をもらってどこかで豪遊でもしようぜ。」と甲に告げた。それを聞いた甲は、痛めつけられたVを見て既に満足をしていたので「いや、もうこれ以上はVに何もしないで。財布はそのままにしておいて。」と乙の申し出を断った。しかし、乙が甲に構わずVの財布を取ろうとしたので、甲はそれを防止するために乙に正面から掴みかかった。乙は掴みかかってくる甲を跳ね除けるため、甲の両肩を掴んで甲の後方へと強く突き飛ばしたところ、甲は後ろ向きに転倒し、樹木に頭をぶつけて気を失ってしまった。その後、乙は、抵抗できなくなったVの眼前でVの財布を拾いあげ、その場を立ち去った。
5. 翌朝未明、公園に倒れていたVと甲が発見され病院に搬送されたが、Vは回復の見込みがあったものの、甲は自身や周囲も知らなかった心臓病を有していたために、樹木に頭を打ちつけたショックで心臓病が発症し、これによる心停止で死亡していた。なお、通常の一般人であれば、樹木に頭をぶつけた程度で死亡することはなかった。

以上